

令和3年度みやぎ海岸防災林魅力発見・発信業務仕様書

1 委託業務名

令和3年度みやぎ海岸防災林魅力発見・発信業務

2 目的

津波で被害を受けた後に再生された海岸防災林が人々に親しまれ、大切にされる場所として、将来にわたって適切に維持されていくように、海岸防災林について広く普及啓発を図り、新たに海岸防災林内での活動を行う若い世代を取り込んでいくとともに、周辺集客施設と連携することで新たな魅力を発見し、多くの人が集まり交流する海岸防災林を目指すもの。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

4 事業内容

- (1) 動画作成, SNS配信, 素材準備
- (2) 海岸防災林に興味を持っている個人及び団体を対象としたバスツアーの開催
- (3) 持続的な地域づくりを検討する研修会の実施
- (4) その他

5 業務委託内容

前記4について、その実現のため以下の業務を行うこと。

- (1) 動画作成, SNS配信, 素材準備
 - ① 前記2の目的の達成に向け、コンセプト・テーマ及びターゲットを設定すること。
 - ② 動画の編集に際しては、BGM, 効果音, 説明文, ナレーション等に加え、ターゲットを引きつける動画とすること。編集内容の最終決定までには、適宜、動画の試写を行い、発注者から訂正の指示があった箇所については、これに対応すること。
 - ③ 動画の再生回数の増加につながるよう、YouTubeをはじめとする複数のインターネット動画共有サイトやソーシャルメディアを活用し効果的に情報発信について提案を行うこと。
 - ④ 動画の企画, 撮影, 食材確保, 編集, 情報発信に必要な経費及び諸経費等一切の経費は、委託金額に含むものとする。
 - ⑤ 令和3年10月頃に開催するバスツアーは、動画, SNS等による普及活動で海岸防災林に興味を持った個人等を対象とする。このことから普及啓発事業については、

契約締結後、直ちに着手すること。

- ⑥ みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定締結団体（以下：既協定締結団体）が海岸防災林内で実施するイベント等に適宜参加し、次年度以降にも活用できる動画及び写真の撮影を行うこと。

（2）海岸防災林に興味を持っている個人及び団体を対象としたバスツアーの開催

動画、SNS 等による普及活動で、海岸防災林の活動に興味を持った個人及び団体が、次のステップとして、実際に現地を訪れ、具体的な活動内容や展開をイメージしてもらい、新たな協定締結をつなげるための企画とすること。

- ① 開催時期：令和3年10月頃の開催を想定
(海岸防災林の既協定締結団体の保育作業実施時期に開催)
- ② 開催場所：岩沼・亘理・山元エリア、仙台・名取エリア、七ヶ浜・東松島エリア、各エリア 各1回の開催とする。
- ③ 参加人数：20名から30名程度/回
- ④ 内 容
 - イ 既協定地内での作業体験と既協定締結団体との交流ができる場を提供すること。
 - ロ 沿岸地域の周辺集客施設をコースに入れ、地域の魅力を紹介すること。

（3）持続的な地域づくりを検討する研修会の実施

既協定締結団体が自立し、持続的に活動していくことができる環境を構築するための研修会を開催すること。

- ① 開催回数：2日以上
- ② 対 象 者：海岸防災林の既協定締結団体、宿泊・レジャー施設等関係者、地域活動を行う団体 等
※主要な既締結協定団体及び周辺集客施設等には直接声掛けを行うものとする。
- ③ 参加人数：20名程度
- ④ 内 容
 - イ 地域づくりコーディネーター等を講師に招き、海岸防災林を中心とした持続的な地域づくりの方法について検討する研修会とすること。
 - ロ 本研修を通じ既協定締結団体と周辺集客施設とが継続的に連携できるよう関係を構築する内容とすること。

（4）その他

- ① 業務執行体制及び事業スケジュールを示した実施計画を策定し、発注者に承認を得ること。

② 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

6 包括的事項

- (1) 本業務実施に当たっては、デザイン、撮影先、日程、人物、取材先等の決定は、発注者と事前に協議を行うこと。
- (2) 本業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し、宮城県水産林政部森林整備課に2部納品すること。
- (3) 本業務の成果物として「業務実績結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報取扱事業者の義務等に留意し、個人情報の漏えい防止等について万全を期すこと。
- (5) 当仕様書に定めのない事項については、随時発注者と協議すること。

7 その他

- (1) 見積書には、消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。なお、契約に当たっては見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を契約金額とする。